

清泉女子大学オープンアクセス方針 実施要領

令和4年6月22日 図書委員会承認

この要領は、「清泉女子大学オープンアクセス方針」（令和4年6月22日図書委員会承認 令和4年7月13日教授会承認）の実施に必要な事項を定めるものです。

（趣旨）

1 清泉女子大学（以下「本学」という。）は、本学において生産された研究成果（以下「研究成果」という。）を広く学内外を問わず公開することにより、教育・研究・社会活動の発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

（1）本指針について

本方針は、本学において生産された研究成果の発信を促すために、研究機関としての本学の責任を果たすことを学内外に向けて表明するものです。

（2）オープンアクセス

オープンアクセスとは、研究成果をインターネット上に無償で公開し、誰もが障壁なくアクセスし、利用できるようにすることです。オープンアクセスによって研究成果を広く公開し、利活用を促進することで、研究成果への理解促進やさらなる普及、研究成果に関する透明性や質の保証等が期待できます。研究者にとっても、研究成果の可視性が向上する、引用される可能性が高まる、自分自身がいつでも確認することができるといったメリットがあります。

オープンアクセスには、大きく分けて以下の2種類があります。

①グリーン・オープンアクセス（セルフ・アーカイブ）

機関リポジトリ等で、出版社版あるいは著者最終稿を無料で公開する方法。

②ゴールド・オープンアクセス

学術雑誌等に掲載された論文を、出版社のウェブサイトにおいて無料で公開する方法。

（研究成果の公開）

2 本学は、本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果を、清泉女子大学学術機関リポジ

トリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

（１）「教職員」の範囲

本方針によりリポジトリへの研究成果登録を推奨されるのは、本学に在籍する教職員です。なお、本学に在籍する教職員が他機関へ異動した後も、本学在籍時に発表し、リポジトリに登録した研究成果は引き続き保存・公開されます。

（２）研究成果の範囲

本方針では、出版社、学協会および学内各部局等が発行する出版物に、学術雑誌論文および紀要論文として掲載された学術情報をオープンアクセス化の対象としています。ただし、方針の対象外の研究成果であっても、機関リポジトリ運用指針で定められている登録範囲の研究成果の登録を推奨します。また、本学教職員と学外研究者との共同研究成果も本方針の対象となります。

（３）研究成果の著作権

研究成果をリポジトリに登録することによって著作権の所在が変わることはありません。登録前の著作権者が著作権を保持します。リポジトリで公開された研究成果は、特に表示がない限り、私的使用のための複製や引用等の著作権法に規定されている範囲内でのみ利用することができます。

（適用の例外）

3 著作権その他やむを得ない理由で公開が不適切であると判断された場合、本学は当該研究成果を公開しない。

（１）非公開の申請

特別の事情により研究成果を非公開とする必要がある場合は、教職員はその理由を付して申請することができる。

（２）非公開の判断

教職員の申請またはその他の理由により研究成果を非公開にすべきかどうかの判断が必要となった場合、学内の学術機関リポジトリの運営に関する委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、当該研究成果の公開についての可否を判断します。

(3) 公開が不適切な例

- ① 著作権を出版社に譲渡しており、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が許諾されない場合
- ② 共著者の合意が得られない場合
- ③ 研究成果物に個人情報やプライバシーに関する内容が含まれ、インターネット上での公開が不適切な場合
- ④ 捏造、改ざん、盗用、剽窃等、研究活動における不正行為があった場合

その他、リポジトリ運用指針第8条に該当するような場合は、委員会の議を経て非公開とする場合があります。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

本方針は、施行日（令和4年7月15日）以降に出版された研究成果に適用されます。契約行為に関わる多様な事例が想定されるため、方針の遡及的な適用は行いません。

(リポジトリへの登録)

- 5 研究成果公開に同意した教職員は、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開、公開後のデータ利用等、リポジトリに関する事項は、「清泉女子大学学術機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(1) 出版者（出版社・学協会等）の許諾

学術雑誌等への掲載にあたって出版社や学協会等に著作権が移転している場合、許諾が必要となります。リポジトリ登録にあたっては、図書館においても出版社のウェブサイト等で許諾条件を確認しますが、明確な情報が得られない場合、投稿時に著者が出版者と合意した著作権譲渡契約等についてお尋ねする場合があります。

(2) 共著者の許諾

複数人による共同著作物で、かつ著作権が出版者に移転せず著者に残っている場合、共著者全員からリポジトリ登録への許諾が必要です。共著者への確認は著者である教職員自身

が行ってください。許諾はメール等の文書で取ることをお勧めいたします。図書館にご提出いただく際は、合意文書等の提出は必要ありませんが、対象となる電子データ等が提出された時点で、共著者全員の合意が得られているものとして取り扱います。また、複数名が著者となっている場合は、代表者 1 名により登録申請を行ってください。

(3) リポジトリ登録が許諾される適切な版について

リポジトリへの登録が許諾される版は、掲載誌の方針により異なります。掲載誌がリポジトリ登録を認める適切な版をできるだけすみやかに図書館に提出してください。「出版社版」の登録が認められていれば「出版社版」を、「出版社版」の登録が認められていない場合は、「著者最終稿」を提出してください。海外の出版社の多くは、「著者最終稿」のリポジトリ登録を認めています。リポジトリ登録が許諾される適切な版がわからない場合は、図書館へご相談ください。

リポジトリによる本文の公開について、出版社等が公開禁止期間（エンバーゴ）を設定している場合は、エンバーゴ終了後にリポジトリにて公開します。

(4) 研究成果の提出について

研究成果を提出する際のファイル形式は PDF とし、電子メールで送信するか、記録メディアに保存して提出してください。電子化されていない場合は、紙媒体（冊子等）を提出してください。冊子を提出した場合は裁断して電子化するため、返却はいたしません。

本学が発行する紀要等に掲載された論文については、発行元の依頼に基づき、図書館が一括登録します。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

本方針の実施に際し、学内関連部署や出版社等との調整が必要となる場合は、委員会で協議して決定します。

以上